

インド税制改革の課題

荒木 知

●インド財政状況の概観

二〇〇七年二月二八日、チダンバラム・インド財務相は、議会における予算演説の冒頭で二〇〇六～二〇〇七年度の予測GDP成長率が九・二%にも達することを発表した。九%を超える高い成長率が示すように、いわゆるBRICsの一角としてのインド経済の重要性は今や広く認知されているところである。

一方で、インド政府の財政は深刻な赤字を抱えているという事実もある。二〇〇四年七月にインド財務省が出した「財政責任及び予算管理法の実施に関する答申」(参考文献①)においては、インド政府が歳入赤字の問題に過去一〇年以上悩まされてきており、歳入赤字 (revenue deficit) は一九九〇/九一年度にGDP比三・三%であったのが、二〇〇二/〇三年度にはGDP比四・四%にまで悪化していること、二〇〇一/〇二年度には歳入の半分以上が累積した国債の利払いに充てられたことなどが述べられている。

このような財政状況を受け、インド政府は「財政責任及び予算管理法」(Fiscal Responsibility and Budgetary Management Act, 2003)を成立させている。この財政責任法の下、歳入赤字を毎年GDP比〇・五%のペースで削減し、二〇〇八/〇九年度までに歳入赤字から脱却することを現在目標としている。

ところで、財政赤字からの脱却の方法としては、大きく分けて、歳出カットを重視する方法と、税収増を重視する方法とがある。インドの場合は、政府は後者の税収増による財政赤字削減の方法を選択したようである。これは、歳出面については、インフラストラクチャーや社会保障制度の整備需要を抱えており、大規模な歳出抑制は難しいという事情によると考えられている。

そのため、まさに税収の確保こそが歳入赤字体質脱却のための「鍵」となるわけであるが、本稿では、インド財務省やIMF(国際通貨基金)などの公表した資料を中心に、インド税制及び税務行政の何が改革されたのか、あるいは何の改革が求められているのかについて見てゆくこととしたい。

●インド税収状況の概観

前節で、租税収入の確保がインド財政建て直しの要であると述べた。それでは、現在のインド税収はどのような状況にあるのだろうか。

表1が示す特徴は、間接税が税収の基本になっている点である。州政府による物品及びサービスへの課税が一般政府税収のほぼ三分の一を占めており、さらには中央政府による製造物品への課税も五分の一に達している。間接税を合計するとほぼ税

収の三分の二であり、表の出典元であるIMFのポウルゾン女史は、この数字が他の新興市場国のそれと比較しても高い数値であることを指摘している。

税収の対GDP比ではどうか。前掲の表とは数字が異なるが、二〇〇六年二月に発表されたIMFとその加盟国との年次協議を受けた二〇〇五年四協報告書(参考文献③)では、インドの二〇〇五/〇六年度における一般政府税収のGDP比を一六・九%と予測している。同報告書によれば、この数字はインドと発展状況の比較的近いアジアの諸国と比べて決して低い数字ではないが(例えば中華人民共和国・一七・六%、インドネシア・一二・五%)、より平均所得の高い他の新興市場国に比べた際にその低さが浮き彫りになっている(例えばブラジル・二九・七五%、ロシア・三六・一%)。その違いは社会保険料の有無による部分が大きいものの、所得課税の割合の

表1 インドにおける税収構造

(2004/05年度)

	GDP比 (%)	全体に占める割合 (%)
中央政府	9.8	62.4
法人税	2.7	17.1
所得税	1.6	9.9
物品税	3.2	20.3
関税	1.9	11.8
その他(サービス税等)	0.5	3.3
地方政府	5.9	37.6
所得課税	0.1	0.3
資産課税	0.7	4.4
消費課税	5.2	32.8
合計	15.7	100.0

(出所) 参考文献②。

低さも指摘されている。ちなみにOECD加盟国の平均は三五・九%(二〇〇四年)(参考文献④)となっている。

● 税収構造改革への道程

最初の項でも触れたように、インド政府は二〇〇三年八月に財政責任及び予算管理法を成立させ、税収確保に主眼を置いた財政再建への道程を示している。財政責任法に先立つ二〇〇二年一二月には、財務省顧問のケルカー博士を座長とするタスクフォースが、直接税と間接税の両者の改革への骨格となるレポートを発表している。

このような税制改革へ向けてのいわばインフラストラクチャーに基づき、インド政府は精力的な改革を行いつつあるところである。既述の二〇〇五年IMF四協報告書は、このようなインド政府の努力に一定の評価を与えている。

具体的には、法人税の課税ベースが拡大され、税務行政機能の向上も図られ、さらには、長年の懸念事項であった州レベルにおける付加価値税(VAT)の導入も実現されている。

税収について見ると、VAT導入済みの州では、二〇〇五/〇六年度上半期の間接税収が一五%伸びているとの報告がある。法人税収及び個人所得税収も伸びており、過去一〇年の傾向である関税等の貿易関係税収の減少を補っている。

一方でIMFは、財政責任法に示された財政赤字削減目標を達成するためには、二〇〇五/〇六年度に一〇・八%と予測されている中央政府の税収/GDP比を二〇〇八/〇九年度までに二・五%引き上げ、一三%強を達成することが必要であることを強調している。

さらには、いくつかの分野での改革は遅れ気味であり、新たな財政支出増要因も見え隠れしている現状を踏まえると、一層の改革推進の必要性は明らかだとしている。

以下では、間接税、個人所得税、法人所得税及び税務行政の四つの分野ごとに、これまでの改革及び今後の方向性について

述べることにしたい。

● 間接税制度の展開

インドの間接税制度における最近のランドマークは、二〇〇五年四月における州レベルの付加価値税 (VAT) の導入である。州政府による消費課税が大きな割合を占めているのは既に見た通りであるが、中でも売上税 (sales tax) は州税収の六割以上を占めてきた。この売上税の制度が州ごとに異なることによる商品への二重課税や累積する税負担の問題を解消するための統一された付加価値税システムの導入への道程は、一九九五年に当時のマンモハン・シン財務相が招集した州首相会議の場での議論をその嚆矢とするようであるが (参考文献⑤)、州間の合意を得ることの難しさから導入への過程は必ずしも平坦ではなかった。

一九九九年一月の州首相会議で、州売上税制度の調和とそれを土台にした州付加価値税の導入への方向性が示され、二〇〇二年一月の州首相会議では、二〇〇三年四月における州付加価値税の導入が決定された。その後度重なる計画の遅れを経て、二〇〇五年四月に、二八の州の内二二州の参加を得て州付加価値税が導入された (参考文献⑥)。二〇〇七/〇八年度までには全ての州及び連邦直轄地が付加価値税を導入すると見られている。

この州付加価値税制度の下、税率は統一されており、基本税率は主に日常的な物品に課せられる四%とその他の物品を対象とする一二・五%の二本立てになっている。

いうまでもなく、インドにおける間接税改革は州レベルの付加価値税導入で事足りるものではない。ケルカー博士による間接税 (二〇〇二年) や財政責任法実施 (二〇〇四年) に関する答申は、連邦政府レベルにおける課税ベースの広い物品サービス税 (goods and service tax) に向けての以下のようなステップを提案している。

① 州レベルの付加価値税を全ての州に拡大し、サービスをもその課税対象に含める。

② 州間取引に課される中央売上税 (central sales tax) の廃止。

③ 連邦税であるサービス税の課税対象のさらなる拡大。

④ 連邦物品税 (central excise duties/central value added tax) とサービス税を統合した新たな連邦レベルにおける物品サービス税の導入。

⑤ 連邦物品サービス税の免除措置の撤廃による課税ベース拡大。

⑥ 連邦レベルと州レベルとで共通の課税ベースを持つ包括的な物品サービス税の導入。

ここで説明を要するのは、インド間接税制においては長らく、州遊興税などの例外を除き、ほとんどのサービスについては課税されない状態が続き、一九九四/九五年度になって連邦税であるサービス税が導入された。連邦サービス税は当初損害保険など三分野のみを対象としていたが、近年は例年の税制改正で課税分野を急速に広げつつあり (例えば、二〇〇六/〇七年度予算では、ATM「現金自動支払機」運営業務や株式代行業務などが新たに連邦サービス税の対象に加えられた。参考文献⑦)、金融や法務の分野へのさらなる拡大が課題とされている。

これまで、州を跨ぐ物品取引に対しては、形式的には連邦税の一つである中央売上税 (central sales tax) が課されてきたが、州付加価値税の導入に伴い、二〇〇九年までに段階的に廃止することが提案されている (二〇〇六年四月より、中央売上税の最高税率は四%から一%に削減されることになっている。参考文献⑧)。

二〇〇六年二月に発表された二〇〇六/〇七年度の予算においては、二〇一〇年四月までに連邦レベルと州レベルとで共通の課税基盤を持つような包括的な物品サービス税を導入することが提案されている。

二〇〇五年IMF四糸協議報告書は、このような広い課税基

盤を持つ物品サービス税の導入により税収増の効果が期待できる点を指摘している。具体的には、小規模事業者や特定の地域への課税免除措置の見直しによりGDPの〇・二五%相当の年間税収増が見込まれ、サービス税の課税対象拡大による年間税収増はGDPの1%に相当するとしている。

さらに、納税者コンプライアンスの向上が税収増をもたらす点も指摘されている。これまでインド間接税制は物品とサービスを明確に分けて取り扱い、事業の規模や所在地に応じた課税免除を認めてきた。このような事情が納税者にとっての課税逃れへの誘因となり、頻発する課税当局との税務紛争や課税ルールの複雑化をもたらしてきたからである。包括的物産サービス税の導入はこのような「コンプライアンス・リスク要因」を大きく取り除くものとして期待されている。

●個人所得税改革

インド財務省が二〇〇四年に発表した財政責任法実施に関する答申の中でも、個人所得税については、各種控除の廃止、貯蓄優遇税制の合理化及び課税ベースの拡大の必要性が謳われていた。

二〇〇五年IMF四条協議報告書は、インド政府が二〇〇五／〇六年度の予算において、個人所得税の税率引き下げと課税最低限引き上げと共に、貯蓄優遇税制の合理化に着手したことや、これまで課税が免除されていた小額預金口座からの引き出しに対する課税措置（小額貯蓄口座への入金及び利子への優遇税制は諸外国でも広く見られる措置である）を検討し始めたこととに一定の評価を与えている。

IMFの報告書はさらに、以下のような措置が実施されれば、GDPの三分の二から四分の三相当の年間税収を確保することが可能として、三点を掲げている。

①慈善基金（charities）への課税強化。インドにおける慈善基金は多くの収益目的事業を行っており、事業収入が総収入の

五割から六割を占めているという調査結果もある。

②農業所得への課税。農業所得への課税免除は課税の水平的公平のみならず、深刻な所得税逃れをもたらしている。たとえ農業所得への課税が行われても、現行所得税の高い課税最低限に照らせば、ほとんどの中小農家は課税の枠外と考えられる。

③住宅ローン控除の廃止。高所得の納税者がさらに優遇されるという垂直的公平の観点から、疑問が投げかけられている。

また、高い課税最低限度の水準が中期的な税収の伸びの足枷の課題ではないとしている。IMFのデータによると、所得税の最低税率が適用される所得水準は、インドの場合一人当たり平均GDPの三一五%にも達する（二〇〇三年）のに対し、中国のそれは一八四%、ブラジルは一三二%、ロシアに至っては四%と、他のBRICs諸国と比べても課税最低限の水準は極めて高くなっている。歴史的に見ると、インドにおける課税最低限の所得水準の一人当たり平均GDPに対する割合は減少傾向にあるものの、本項の冒頭で述べたように直近の税制改正では課税最低限はむしろ引き上げられている。

●法人所得税の展望

二〇〇四年の財政責任法実施に関する答申は、過去一〇年の法人税改革に関する議論で抽出された主要な論点として、三点を示している。

①低いインフレーションや利子を反映した減価償却率の引き下げ。

②過去二〇年間に渡る法人税率引き下げを反映した各種控除の撤廃。

③個人所得税の最高税率と法人税率の格差の解消。

上記のような論点を踏まえて、レポートは歳入増の効果をもたらす改革パッケージを提示しており、その骨格部分は以下の通りである。

① 一般減価償却率の二五％から一五％への引き下げ。
 ② 主として輸出振興や低開発地域支援を目的としてきた各種控除の撤廃。

③ 国内企業の法人税率の三五・八七五％から三〇％への引き下げ。

なお、二番目の各種控除の撤廃については、既存企業への適用は継続しつつ新規企業への適用を撤廃する方式 (Grandfathering) と、二年間の内に段階的に撤廃する方式の二つの案が示されている。

現実に、二〇〇五／〇六年度の予算では、法人税率及び一般的な機械及び工場設備の減価償却率が二〇〇四年の答申に沿った形で引き下げられている (参考文献⑨)。

二〇〇五年IMF四条協議報告書では、法人税制について、「最近の税制改正の結果、多くの部分について国際的な水準に沿った形になっている」と好意的な評価をする一方、法人税率の法人税率に対する割合である生産性 (productivity) について見ると、ロシアなど他の新興市場国と比べて必ずしも高いことを指摘している。

報告書はさらに、法人税の低い生産性の原因は、輸出振興や低開発地域や建設業など特定の産業の支援を目的とした多くの優遇措置にあるとし、このような優遇措置がもたらす税収減はGDPの〇・五％にも達するという推計も示している。

優遇措置の撤廃の方法についてIMFは、前述のインド財務省の答申が示した二つの案のうち、段階的削減方式では利益団体による優遇税制継続へのロビー活動を招くおそれがあるとして反対し、(必要があれば既存企業への適用継続を認めることもやむを得ないとして) 期限を定めた一括削減を支持している。ただし、二〇〇五／〇六年度の予算で本来二〇〇五年に定められていたバイオなど特定産業における研究開発費や、パキスタンとの国境地帯にあるジャンムー・カシミール州における企業への優遇税制の撤廃期限が二〇〇七年へと二年間延長され

た例を引き合いに出し、この問題の難しさを認めている。

さらに直近の例としては、輸出振興を目的として二〇〇五年六月に公布された特別経済区域法 (The Special Economic Zones Act, 2005) の下、新しい特別経済区域内に設立された企業には五年間の法人税免除などの各種優遇措置が認められることとなったところ、The Economist 誌 (二〇〇六年一月一日号) は、税収減を懸念する財務省及びIMFと、海外直接投資及びインフラ投資拡大を重視する商工省との見解の相違を伝えている。

● 税務行政の強化

税務行政については、いくつかの文献がその重要性を強調している。

まず、インド国立財政政策研究所のゴヴィンダ・ラオ及びカヴィタ・ラオの両博士は、「インドにおいては最近まで税の改革の中心は『何をすべきか』に焦点が置かれ、『どのようにされるべきか』に関する観点がなおざりにされてきた。税務行政の欠陥が低レヴェルの納税者コンプライアンスや高い徴税コストの主因であることは説明を要しない」とインド税制改革を分析した二〇〇五年の論文 (参考文献⑩) において述べている。

また、インド州財政改革に関する世界銀行のレポート (二〇〇四年一月) (参考文献⑪) も、「税務行政を改革することは税制の改革よりも重要であり得るにもかかわらず、これまで注意が払われてこなかった」点を指摘している。

一方、二〇〇四年の財政責任法実施に関する答申は、物品サービス税などと同様に「税務行政の強化」に対して一つの項目を割いており、税務行政を重視する理由を、「税務行政は租税政策と密接不可分の関係である。健全な租税政策も不十分な執行体制の下では効果を発揮しないであろう。逆に見ると、税務行政にIT技術を取り入れることにより複雑な情報処理が可能になるが、それはまた健全な租税政策の執行のために必要不可欠な要素なのである」と説明している。

答申は強化を必要とする税務行政の分野について、業務手続と税務調査の二つに分けて考察している。

まず、業務手続に関する主な課題として、第四項で触れた将来の間接税制の柱としての包括的な物品サービス税導入への対応が挙げられている。物品サービス税における仕入税額控除や輸出還付手続の円滑な執行には、よく整備されたITシステムが存在が必要不可欠であり、この問題は個人所得税における源泉徴収システムの執行に際する課題と共通するところがあるとしている(二〇〇四年の答申は、源泉所得税制度が直面した課題として、一元的に源泉徴収を管理するシステムの不在による個人納税者が源泉所得税額控除を申告してきた際の確認の困難性などを挙げている)。従って、来るべき包括的な物品サービス税導入に際しては、源泉徴収所得税執行のために国税当局によって整備された源泉情報や納税情報の管理システムの土台が利用されるべきことを勧告している。

二番目の税務調査への課題とは脱税への対策に他ならない。答申は、正直な納税者に対するサービスの充実と同時に、脱税者補足のための一層の努力が必要と訴える。そのためには、広範なデータベースをスクリーニングすることにより、税逃れ行為の補足を支援するITシステムの開発を提案している。このようなシステム(risk intelligence networkと呼ばれる)は、もちろん法人と個人の両者に対応していることが望ましいが、データベース整備の容易さなどの理由から、まずは法人を対象にしたシステムの整備を優先すべきとされている。

インド政府は上記のような指摘を受けた税務行政の強化を着実に進めているとみられ、二〇〇五年IMF四条協議報告書は、IT技術の導入による納税コンプライアンスの強化策が税収増につながりつつある、と評価している。

その他の税務行政に関連する最近のトピックとして、二〇〇六年における大規模納税者ユニット(large taxpayer unit)の設置(参考文献⑫)。大規模納税者ユニットは大都市に順次置かれ

る予定であり、第一号はベンガルール(「バンガロール」)に設立された)や二〇〇五年末における租税裁判所(National Tax Tribunal)の設立(参考文献⑬)。租税裁判所は、これまでの高等法院(High courts)の機能を引き継ぐものであり、裁判長には元最高裁判事や高等法院長が任命される予定、さらには税法典の分量に起因する納税者の過大な負担について触れておきたい。

大規模法人に関する業務を一手に引き受ける大規模納税者ユニットの設置は、納税者の事務負担軽減とともに税目横断的な税務調査を可能にすることによる納税者コンプライアンス向上の効果があると考えられる。また、租税裁判所の設立による税務争訟解決の迅速化などは、適正・公平な課税を目指す税務行政への信頼確保に資するものであろう。

最後に、これは税制と税務行政の双方に関連する事項であるが、二〇〇六年一月に発表された世界銀行とPricewaterhouseCoopersの共同レポート(参考文献⑭)では、世界第一〇位のGDP規模であるインドが、税法典のページ数においては九〇〇〇ページであり、第一位であるという調査結果を示している(第二位は英国の八三〇〇ページ。日本は七二〇〇ページで第四位)。共同レポートは税法典の分量が納税者に過大な負担をもたらし、税法の知識不足という形でのコンプライアンス水準の低下を招くおそれがあると指摘している。

●まとめ

これまでの七つの項で、インド政府が恒常的な財政赤字を抱えており、そこからの脱却のため税収増を柱とした財政再建を推進しているという全体的な方向性、及び間接税・所得税・法人税さらには税務行政の個別各分野における改革の状況について見てきた。そこから明らかになったことは、インド政府がここ数年の毎年の税制改正であるべき税制の姿に向かって精力的な改革を行っているという事実であり、これについては加盟国

のマクロ経済政策に関して助言を行う国際機関であるIMFも、(歳入赤字からの脱却のためのスケジュールの遅れを指摘しつつ)一定の評価をしている。

今後インド政府が抱える大きな課題としては、やはり第四項で触れた包括的な物品サービス税の導入が挙げられよう。物品サービス税は最終的には(税率はそれぞれのレヴェルで設定される一方で)中央政府と州政府とで共通の課税ベースを持つ形を指向していると考えられるため、中央政府と州政府との密接な協力が不可欠であろうし、第七項で述べたように、包括的な物品サービス税導入の前提として、税務行政のITインフラストラクチャーの整備が求められているため、物品サービス税の導入は租税政策と税務行政の両面から取り組まれるべき課題であると言える。

本稿の冒頭に述べたような高いGDP成長率やインド企業の好調な業績(例えば、インドの有力企業二二社の二〇〇六年九月中旬決算では売上高・純利益共に前年同期比で二割以上伸びているという。参考文献⑮)など、マクロ経済やビジネスの面でインドのニュースに日常的に触れる機会が多くなってきている。他方で、財政構造改革に尽力するインド政府の今後の動向にも同時に注意を払ってゆくべきであろう。

また、インドにおける税制改革の動向は、インドに関心のある者にとどまらず、他の新興市場国や発展途上国における税制改革のあり方にとって一つのモデルを提供するものでもある。第七項で触れたインド国立財政政策研究所のゴヴィンダ・ラオ及びカヴィータ・ラオの両博士の論文においては、「インドの税制改革の経験は、国家の広大さ、改革の歩みのユニークさ、あるいは中央と地方の関係から生じる改革実施の困難さなどの諸要素により、他の国にとっても参考になる事例となるであろう」と述べられている。

(あらき さとる／OECD租税政策センター職員)

《参考文献》

- ① *Report of the Task Force on Implementation of the Fiscal Responsibility and Budget Management Act 2003*, Ministry of Finance, India, July 2004.
- ② Poinson, H., *The Tax System in India: Could Reform Spur Growth?* IMF, April 2006.
- ③ *INDIA, Staff Report for the 2005 Article IV Consultation*, IMF, February 2006.
- ④ *Revenue Statistics 1965-2005*, OECD, 2006.
- ⑤ *A White Paper on State-Level Value Added Tax*, The Empowered Committee of State Finance Ministers, January 2005.
- ⑥ "India: State-level VAT Comes into Effect," IBFD Tax News Service Online, 4 April 2005.
- ⑦ "India: Budget for 2006/07," IBFD Tax News Service Online, 3 March 2006.
- ⑧ "India: Central Sales Tax/VAT Developments," IBFD Tax News Service Online, 28 March 2006.
- ⑨ "India: Budget for 2005/06," IBFD Tax News Service Online, 1 March 2005.
- ⑩ Govinda Rao, M. and R. Kavita Rao, *Trends and Issues in Tax Policy and Reform in India*, NIPFP, New Delhi, October 2005.
- ⑪ *State Fiscal Reforms in India*, World Bank, 10 November 2004.
- ⑫ "India: Large Taxpayer Units Being Established," IBFD Tax News Service Online, 11 September 2006.
- ⑬ "India: National Tax Tribunal Established," IBFD Tax News Service Online, 14 December 2005.
- ⑭ *Paying Taxes The global picture*, World Bank and PricewaterhouseCoopers LLP.
- ⑮ *NRIKKEIN* 国際ニュース、二〇〇六年一月二三日。

[付記] 文中の意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。